

舞鶴市公共施設マネジメント白書

資料編

平成 25 年 3 月

舞 鶴 市

白書で取り上げる公共施設

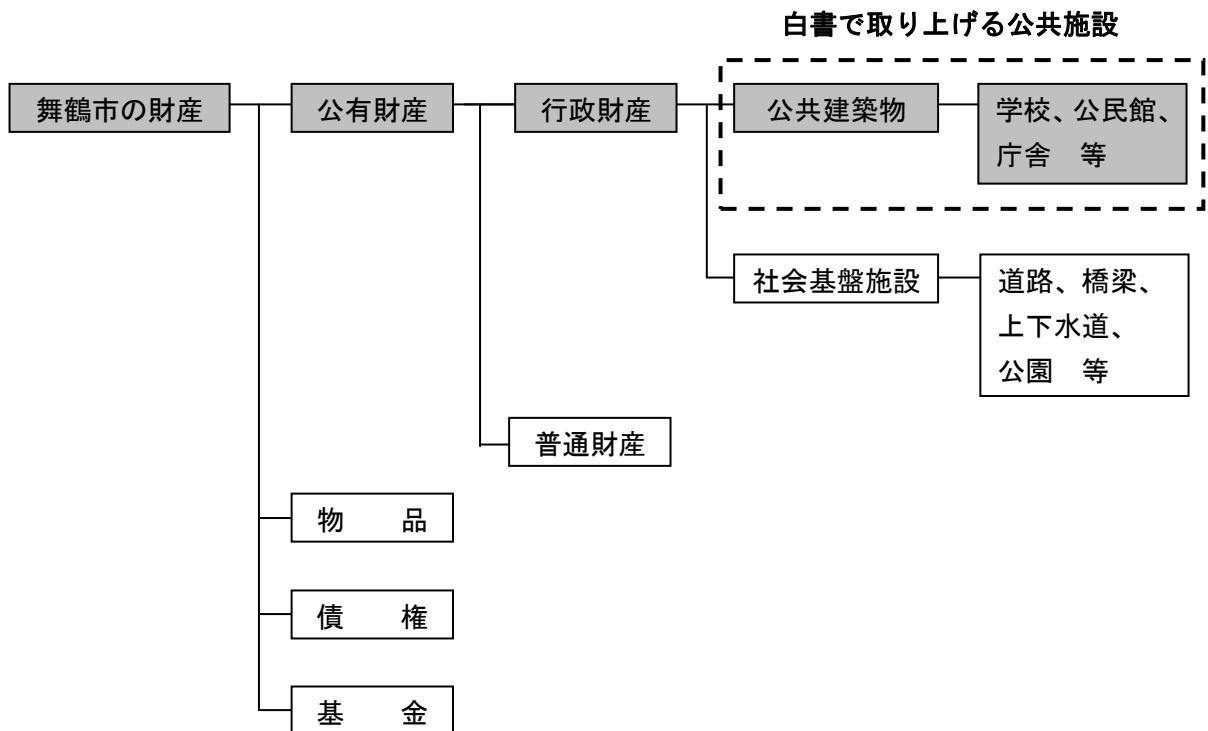
地方公共団体である舞鶴市が所有・管理する財産は、地方自治法に基づき下図のように分類され、さらに公有財産は、行政財産と普通財産に分類されています。

行政財産には、学校・庁舎・公民館等の公共建築物と、道路・橋梁・上下水道等の社会基盤施設があります。

一方、普通財産は、行政財産以外の財産のことをいい、用途廃止した公共施設の跡地や建物が該当します。

本白書では、行政財産のうち、道路・橋梁・上下水道等の社会基盤施設を除いた公共建築物を対象としています。

図 舞鶴市の財産の分類と白書で取り上げる公共施設の関係



本白書で取り上げた「公共施設」の詳細な分類及び名称等については次図に示すとおりです。

図 対象とした公共施設の分類及び名称



※本白書で扱った保有施設の名称や規模は、原則として2012年(平成24年)4月1日時点の資料に基づいています。

※建物状況等施設の状況は、原則として2010年度(平成22年度)の資料に基づいています。

※算出されたパーセンテージの数値は、小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示することを原則としており、項目ごとの合計が100.0%にならない場合があります。

※スペース構成図及び築年別整備状況図では、図を見やすくするため、延床面積の小数点以下を省略しています。このため、個別の数値の和と合計値が合わない場合があります。

※将来コストは、各施設の延床面積に平均的な単価を乗じた推計値であり、実際の大規模改修や建替えの際には個別に見直す必要があります。

目 次

1	市民文化系施設	1
1. 1	集会施設（公民館）	1
1. 2	集会施設（コミュニティセンター）	17
1. 3	文化施設（文化ホール）	33
2	図書館・博物館等	47
2. 1	図書館	47
2. 2	博物館等	59
3	保健福祉系施設	71
3. 1	高齢者福祉施設	71
3. 2	保健施設	87
3. 3	障害者福祉施設	97
3. 4	社会福祉施設	107
4	スポーツレクリエーション施設	119
4. 1	スポーツ施設	119
4. 2	レクリエーション施設・観光施設	133
4. 3	保養施設	149
5	学校教育系施設	159
5. 1	小学校	159
5. 2	中学校	175
6	子育て支援施設	187
6. 1	保育所	187
6. 2	幼稚園	199
7	行政施設	209
7. 1	庁舎等	209
7. 2	消防施設	221
8	産業系施設	231
9	公営住宅	243
10	その他施設	261
10. 1	廃棄物処理施設	261
10. 2	斎場	275
10. 3	公設地方卸売市場	285
	将来コスト（改修・建替え費用）の推計方法	295